

平成 30 年 6 月 1 日
商 工 中 金

商工組合中央金庫電子決済等代行業者に求める基準の公表について

当金庫は、平成 30 年 2 月に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を公表いたしましたが、連携にあたり当金庫と電子決済等代行業に係る契約を締結する際に必要となる基準を定めましたので公表いたします。

基準の内容については、[別紙](#)をご覧ください。